

日本エコレザー基準認定実施ガイドライン-2009

1 目的

化学物質等を検査した優良な革に日本エコレザー基準認定ラベル（以下、JES ラベルと略す）を貼付することにより、消費者ならびに事業者の相互の繁栄に寄与することを目的とする。JES ラベルを貼付するには日本エコレザー基準（以下、JES と略す）に適合しなければならない。

2 JES ラベル対象革

認定対象は“皮膚断面繊維構造を損なわない革”に限られる。革は、古来より各種動物の肉（食料）の副産物としての原料皮を鞣し・加工し、利用されてきた。革づくり工程では、銀面を生かした銀付き革が最高の品位を保つ。工程中で皮膚断面が分割され、銀面を失ったものは床革として再利用される。

JES ラベル対象革は、再利用においても革の機能を損なわないことが大前提であり、そのための最低条件として、銀面を有する銀付き革、または革繊維構造を損なわない（粉碎などしない）銀付き革の副生物である床革であること、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm(150 μ m)以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であること、の2つの条件を満たすものとした。

このことから、JES ラベル対象革を下記のように3分類とした。

2.1 “第一類”（主たる家畜動物の原料皮を鞣した銀付き革）

主たる家畜動物のうち、野生動物のウエイトが相対的に低く、一般に食用に供される動物のうち、牛、馬、豚、羊、山羊の5種の原料皮を加工した銀付き革を“第一類”とする。

付記1：“第一類”の定義

皮膚断面繊維構造（銀面層、網状層）を損なっていない銀付きで、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものとした。“第二類”以外が革・Leather、あるいは本革・Genuine leatherと呼称できる。銀付き革・Full grain leather、ガラス張り革・Corrected grain leather（銀面の傷などを削ることによって平らにし、塗装し易くしたもの）が代表される。本件では、仕上げ・塗装とは銀面にスプレー、ラミネート、キャスト、エナメル塗装などでフィルムを形成させる作業形態をいう。それゆえ、ラミネート革・Laminated leather、キャストコート革・Cast coat finish leather、エナメル革・Patent leatherなどの銀付き革が範疇に入る。また、仕上げ・塗装の上にさらに、模様付けした型押し革・Embossed leather、プリント革・Printed finish leatherなどがある。また、銀面を起毛加工した伝統的なヌバック・Nubuckもこのグループに属する。

なお、英国規格(BS)2780では、仕上げ・塗装膜厚が0.15mmを超え、革厚が1/3以内のものを肉厚エナメル革・Patent coated leatherと別に定めているが、仕上げ・塗装膜厚が0.15mmを超えているので本件では認定対象革から除外した。また、BS 2780では、原料皮に鞣しが施されたものと規定されているが、祭礼、武道用途などの姫路白革、太鼓革などの伝統加工法は、鞣しとみなし、これらを“第一類”とした。

2.2 “第二類”(製革工程で排出された肉面側の残革を再利用した床革)

“第一または第三類”の革を層状に分割したときに生ずる肉面側の残革を再利用した床革・Split leather を “第二類”とする。

付記：“第二類”の定義

床革の基本的な要件は、“第一類”同様に仕上げ・塗装膜厚が 0.15mm 以下であり、なおかつ断面構造の 70%以上が革であるものとした。床革には多様な仕上げ法があり、表示名称を厳格にする必要がある。

表面の起毛を長くしたものを床ベロア・Split velour または起毛を短くしたものを床スエード・Split suede という。このように“第二類”の呼称には、革・leather の前には必ず“床・split”を付ける必要がある。

“第一類”の銀付き革に近似させるために、床表面にフィルムを積層したもの、あるいは塗装したものなどの加工床革が多く、“第一類”との判別が極めて難しくなり、表示などで問題となりやすい。これら“第二類”には、ラミネート床革・Laminated split leather、キャストコート床革・Cast coat finish split leather、エナメル床革・Patent split leather のように、“床・split”の呼称を必ず付けなくてはならない。さらに、表面に模様付けした型押し革・Embossed split leather、プリント革・Printed finish split leather などがある。例えば、ラミネート床革に型押ししたものは、型押しラミネート床革・Embossed laminated split leather と呼称されるべきである。

床革の判定は、触感や目視で判定できない場合は ISO 17186 に準拠して顕微鏡による革断面繊維構造の観察や仕上げ・塗装膜厚の測定によって決める必要がある。

なお、ラミネート床革は、BS 2780 の定義に従うと、床革が 50%以上、仕上げ・塗装膜厚が 50%以下とし、仕上げ・塗装膜特性を重視した合成材料まで含むとしている。本件では、仕上げ・塗装膜厚が 0.15mm 以下であり、なおかつ断面構造の 70%以上が革であることを満足しなければならないので、BS2780 の定義には従わない。また、革断面繊維構造を粉碎または分解・溶解し、樹脂で接着・成型したものは、革繊維シートまたは、ボード・Bonded or composited leather fibre sheet or board であり、事例のように呼称の終わりには革・leather を置くことができないし、表記してはならない。であるから、英文で Bonded or composited “leather” とは表示・呼称できない。このように革本来の特性を損なうおそれがあり、皮膚断面繊維構造を有しないものは、本件においては認定対象外とした。

2.3 “第三類”(第一類および第二類以外の各種動物革)

第一類および第二類以外の革、すなわち、野生動物または養殖動物で取引証明書等のあるもの等を“第三類”(各種動物革)とした。

- 1) 絶滅のおそれのある野生動物で商取引証明書等のある、例えば、オーストリッチ、ワニ、トカゲ、ヘビ、などの原料皮を鞣した各種動物革が属する。また、これら動物が養殖されていたことを証明できるものはこの範疇に属する。
- 2) 一定地域に過剰に繁殖した野生動物で商取引証明書等が発行されている、例えば、カンガルー、鹿などの原料皮を鞣した各種動物革が属する。また、これら動物が養殖されていたことを証明できるものはこの範疇に属する。
- 3) その他、適法に捕獲、処分、取引されていると認められるもの。

付記：“ 第三類 ” の定義

自然環境の保護、生態系維持のため国際的に、あるいは国、自治体などが野生動物の処分を許可したもの、あるいは野生動物を養殖し、取引証明等が発行されたものが認定対象となる。例えば、オーストラリア政府は、カンガルー皮の輸出許可書、同様に CITES 事務局では、原産地証明書や輸出許可書を発行している。また、魚類の皮など適法に取引されているものもこの範疇に入る。

以上、本ガイドラインでは“ 皮膚断面繊維構造を有していないもの ” はエコレザーと考えない。すなわち、再生革・コンポジットレザー・レザーボード・リサイクルレザーなどと呼ばれる革繊維を合成樹脂に練り込んだものや、合成皮革・人工皮革は認定対象外であり、一般消費者に誤解や混同を与えぬよう明確に区別する必要がある。

3 JES ラベル認定手続き

日本エコレザーの認定を受けるには、下記図 1 の手続きが必要となる。

- 1) 認定申請者（以下、申請者）は、革製造業者、革販売業者、革製品製造業者および革製品販売業者とする。但し、革製造業者以外が申請する場合は申請する革の製造業者を明らかにせねばならない。また、発がん性染料不使用および革製造排水および廃棄物の適正処理の遵守等の宣言書が必要である。
- 2) 申請者は(社)日本皮革産業連合会に申請書と見本革片（約 21cm × 約 29cm）を提出しなければならない。
- 3) 認定基準の詳細は日本エコレザー基準書に従う。必要に応じて申請者は第 3 者機関の証明書が必要となる。
- 4) 企画・研究開発委員会の日本エコレザー審査分科会は申請書類を審査し、その審査結果に基づき(社)日本皮革産業連合会が日本エコレザーと認定する。
- 5) 日本エコレザーと認定された後、JES ラベル使用契約を締結し、ラベル表示の開始が可能となる。

以上の手続きは別に定める申請書および使用契約書に従う。

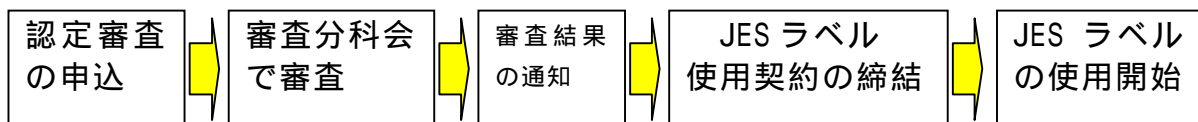


図 1 JES ラベルの申請から使用開始までの流れ

4 JES 認定の有効期間

JES ラベルの有効期間は認定日から 5 年間とする。さらに延長する場合は新規に分析結果等を提出し審査する。この場合、再認定とし、当初の認定番号が有効となる。申請事項に変更があるならば、認定更新申請書に変更事項を記載しなければならない。

5 JES ラベルの使用および有効期間

日本エコレザーと認定された革の事業者（以下、認定事業者と略す）は(社)日本皮革産業連合会とJESラベルの使用契約を締結した後に「日本エコレザー基準認定ラベル使用規程」に従って、認定された革および認定された革を使用した革製品にJESラベルを付けることができる。契約期間は使用契約締結日から認定期限までとする。更新を希望するときには認定の更新及び再認定が認められた期間内において使用契約を延長できる。

6 JES ラベルの商標権

ラベルの商標権は(社)日本皮革産業連合会が保有する。(現在、商標登録申請手続き中)

7 JES ラベル認定の辞退、ラベル使用契約の解約、取消し

7.1 認定の辞退およびラベル使用契約の解約

認定事業者は、申請商品の製造を終了したとき、または認定継続の意思を失ったときは速やかに認定解約届出書およびラベル使用契約解約書を提出しなければならない。

7.2 認定の取消し等

- 1) JES ラベルを不正に使用したとき。
- 2) 認定後、認定要件に対する適合が維持されていないとき。
- 3) (社)日本皮革産業連合会は本事業を維持するために不明部分について認定事業者に説明・報告を求めることができ、それに従わなかったとき。
- 4) 認定の取消しにより損失が生じた場合は、認定事業者が当該損失を負担しなければならない。
- 5) JES ラベルの不正使用等が発覚した場合は、原則として、不正使用等を行った業者名および不正使用等の内容を公表する。さらに、不正使用等の内容により今後の認定申請の受理を拒否する。

8 認定事業者の責務

JES ラベル貼付商品の流通・販売過程において、消費者との間で商品の品質、性能、安全性などの問題が発生した場合は、認定事業者が自らの責任において処理を行わなければならない。

9 本ガイドラインの事務

本ガイドラインに関する事務は、(社)日本皮革産業連合会において処理する。

10 その他

本ガイドラインに定めるもののほか、本ガイドラインの実施に関して必要な事項は、別に定める。

日本エコレザー基準書-2009

(社)日本皮革産業連合会

・認定基準制定の目的

化学物質等を検査した優良な革“日本エコレザー基準認定革”を判断する基準を制定する。

・適用範囲

「用語の定義」にいう下記3種の革を適用範囲とする。

1) 第一類(主たる家畜動物である牛、馬、豚、羊、山羊の銀付き革)、2) 第二類(製革工程で排出される肉面側の残革を再利用した床革)、3) 第三類(第一類および第二類以外の各種動物革)以上3種をいう。

・用語の定義

革	<p>動物の副産物である皮を再利用または再加工したもので、動物皮の皮膚断面繊維構造を損なわず、鞣しが行われ、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm(150μm)以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものをいう。これらの要件を満たす下記3種(第一類、第二類、第三類)をエコレザーの認定対象革とした。</p> <p>“第一類”(主たる家畜動物5種の副産物としての銀付き革) 代表的な家畜動物(牛、馬、豚、羊、山羊)の肉(食料)を利用する際に排出される皮を再利用したもの。</p> <p>“第二類”以外の革が、単独で革・Leather、あるいは本革・Genuine leather と呼称される。通常の仕上げ・塗装膜厚は20μm以下であり、銀面の仕上げ・塗装の仕方によって、銀付き革・Full grain leather とガラス張り革・Corrected grain leather (銀面の傷などを削ることによって平らにし、塗装し易くしたもの)に分類される。仕上げ・塗装はフィルムを形成させる作業形態と解すれば、スプレー仕上げ革・Spray-coated leather ラミネート革・Laminated leather、キャストコート革・Cast-coated finish leather、エナメル革・Patent leather など仕上げ・塗装膜厚が20~40μmと厚いものもある。これらに表面を模様付けすれば、型押し革・Embossed leather、プリント革・Printed finish leather と呼称される。ここで、ラミネート革に型押しすれば、型押しラミネート革・Embossed-laminated leather と呼称される。また、伝統的に銀面を起毛加工したものにヌバック・Nubuck があり、これもこのグループに属する。仕上げ・塗装膜厚が40~150μmというのは特殊用途に限られてくる。英国規格(BS) 2780では、仕上げ・塗装膜厚が0.15mmを超え、革厚が1/3以内のものを肉厚エナメル革・</p>
---	--

Patent coated leather と別に定めているが、本件では、仕上げ・塗装膜厚が 0.15mm 以下を適用範囲としているので認定対象外とした。

なお、BS 2780 では、原料皮に鞣しが施されたものと規定されているが、祭礼、武道材料となる姫路白革、太鼓革などは、伝統加工法を鞣しとみなし、“第一類”とした。

“第二類”(床革)

“第一類”および“第三類”の製革工程で排出される肉面側の残革を再利用した床革をいう。

表面の起毛を長くしたものを床ベロア・Split velour または起毛を短くしたものを床スエード・Split suede という。“第二類”には、革・leather の前に必ず“床・split”を付ける必要がある。

“第一類”の銀付き革に近似させるために、床表面にフィルムを積層したもの、あるいは塗装したものなどの加工床革が多く、“第一類”との判別が極めて難しく、表示などで問題となりやすい。“第二類”には、ラミネート床革・Laminated split leather、キャストコート床革・Cast-coated finish split leather、エナメル床革・Patent split leather の名称がある。これらの表面を模様付けすれば、型押し革・Embossed split leather、プリント革・Printed finish split leather などと呼称する。ここでラミネート床革に型押しすれば、型押しラミネート床革・Embossed-laminated split leather と呼称する。

床革の判定は、触感や目視で判定できない場合は ISO 17186 に準拠して顕微鏡による革断面繊維構造の観察や仕上げ・塗装膜厚の測定によって決める必要がある。なお、BS 2780 の定義では、ラミネート床革は、床革が 50%以上、その仕上げ・塗装膜厚が 50%以下でもよいとしており、仕上げ・塗装膜特性を重視した合成材料までも含まれている。本件では、仕上げ・塗装膜厚は 0.15mm (150 μ m) 以下であり、なおかつ断面構造の 70%以上が革であるものなのでこの部分では BS 2780 には従えない。

なお、本件では革断面繊維構造を粉碎または分解・溶解し、樹脂で接着・整形したものは、認定対象外である。それゆえ、革繊維シートまたはボード・Bonded or composited leather fibre sheet or board と解釈されるので、単語の終わりには革・leather の表記はできない。外見だけが革様シートまたはボードに対しては、“leather”を使用しない。

“第三類”(第一類および第二類以外の各種動物革)

第一類および第二類以外の革で自然環境の保護、生態系維持のため国際的に、あるいは国、自治体などが野生動物の処分を許可したもの、あるいは野生動物を養殖し、取引証明等を発行したものおよび、適法

	<p>に捕獲、処分、取引されていると認められるものが認定対象となる。例えば、オーストラリア政府は、カンガルー皮の輸出許可書、同様にワシントン条約事務局では、原産地証明書や輸出許可書が発行されている。また、魚類の皮など適法に取引されているものもこの範疇に入る。</p> <p>なお、第三類の仕上げ・塗装膜厚は、第一類、第二類に従う。</p> <p>以上のように、再生革・コンポジットレザー・レザーボード・リサイクルレザーなどと呼ばれる革繊維を合成樹脂に練り込んだものや、合成皮革・人工皮革はエコレザー認定対象外であり、一般消費者に誤解や混同を与えぬよう明確に区別が必要である。</p>
エコレザー	<p>本基準では、革製造における排水および廃棄物処理を適切に行っている工場で製造された革で、臭気、化学物質（ホルムアルデヒド・重金属・PCP・禁止アゾ染料、発がん性染料の使用制限）および染色摩擦堅ろう度に関する一定の基準を満足した革材料をいう。</p>
淡色・濃色、ナチュラル仕上げ、顔料仕上げ	<p>革の仕上げ（染色、塗装などの作業）状況を示す用語である。仕上げによって染色堅ろう度試験などの結果に大きな差異をもたらす。本件では申請時に仕上げ等についての申告が必要となる。その判断基準は、「付属表・日本エコレザー基準に関する検査法」に従う。</p>

・ 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合証明については、別に定める事項の認定申請書等に必要な証明書類（証明番号で整理する）を添付しなければならない。

（１）検査基準と証明方法

検査事項については、「付属表・日本エコレザー基準に関する検査法」に従わなければならない。

革の定義に従うこと。

証明方法

革の証明は、触感や目視で判定できない場合は ISO 17186 に従い、仕上げ・塗装膜厚、および皮膚断面繊維構造のあることを示し、全体像を確認できる顕微鏡写真（証明番号 1 1）を提出すること。その際、倍率および仕上げ・塗装膜厚を記載しなければならない。「用語の定義」にいう下記 3 種の革に対しては、それぞれ個別の証明書を添付または提出する必要がある。

第一類の銀付き革は、肉（食料）の副産物であり、また第二類は、第一類または第三類の製革工程で排出された肉面側の残革を再利用した床革であるので、第一類および第二類は、製革業者等が発行する原料供給書（証明番号 1 2）を添付すること。第三類は、必要に応じ、野生動物または養殖動物であることを示す商取引証明書、原産地証明書、輸出許可書のいずれかの写し（証明番号 1 3）を提出すること。

革の臭気は、表1の基準値に適合すること。

5段階官能パネル法で判定した結果が3級以下、すなわち革特有の臭いで我慢できる範囲内であること。

表1 臭気基準*1

	基準値	試験法
臭気	3級以下	SNV 195651

*1 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

証明方法

革からの臭気（証明番号1 4）は、第三者機関による試験結果を提出すること。

革からのホルムアルデヒド溶出は、適用範囲ごとに表2の基準値に適合すること。

表2 ホルムアルデヒドの溶出基準*1

物質名	適用範囲に対する基準値		試験方法
	エキストラ*2 (36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上) (皮膚接触) / (皮膚非接触)	
ホルムアルデヒド	16mg/kg以下	75mg/kg以下/300mg/kg以下	厚生省令第34号 IUC19、JIS L1041、ISO 17226

*1 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

*2 エキストラとは乳幼児基準に該当するが任意表示である。

証明方法

革からの表2のホルムアルデヒド溶出量（証明番号1 5）は、第三者機関による試験結果を提出すること。

革からの重金属の溶出は、適用範囲ごとに表3の基準値に適合すること。

表3 重金属の溶出基準*1

物質名	適用範囲に対する基準値		試験方法
	エキストラ*1 (36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
鉛	0.8mg/kg以下	0.8mg/kg以下	IUC27-1 ISO/DIS17072-1
カドミウム	0.1mg/kg以下	0.1mg/kg以下	IUC27-1 ISO/DIS17072-1
水銀	0.02mg/kg以下	0.02mg/kg以下	IUC27-1 ISO/DIS17072-1
ニッケル	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO/DIS17072-1
コバルト	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO/DIS17072-1

六価クロム	検出せず	検出せず	IUC18 ISO 17075
総クロム	50mg/kg以下	200mg/kg以下	IUC27-1 ISO/DIS17072-1

*1 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

証明方法

革からの重金属溶出量（証明番号 1 6～12：事例 6 が鉛～、12 が総クロム）は第三者機関による試験結果を提出すること。

革からのペンタクロロフェノール（PCP）の溶出は、表4の基準値に適合すること。

表4 ペンタクロロフェノール(PCP)の溶出基準*1

物質名	適用範囲に対する基準値		試験方法
	エキストラ*1 (36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
ペンタクロロフェノール (PCP)	0.05 mg/kg以下	0.5 mg/kg以下	IULTCS IUC25

*1 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

証明方法

革からのペンタクロロフェノール（PCP）溶出量（証明番号1-13）は、第三者機関による試験結果を提出すること。

革に使用した禁止アゾ染料が分解し、生成する発がん性芳香族アミンの溶出は、表5の基準値に適合すること。

表5 発がん性芳香族アミンの溶出基準*1

物質名	基準値	試験方法
発がん性芳香族アミン*2	検出せず	IULTCS IUC20 ISO/TS 17234

*1 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

証明方法

革に使用した禁止アゾ染料から生成された発がん性芳香族アミンの溶出量（証明番号14）は、第三者機関による試験結果を提出すること。

革の染色摩擦堅ろう度汚染等級は、表6に定める革の仕上げ種類および色濃度ごとの基準値に適合すること。

表6 染色摩擦堅ろう度汚染等級の基準*1

革の仕上げ種類・色濃度	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
塗装仕上げ革	3 4級	2 3級	ISO 11640
ナチュラル仕上げ淡色革	3 4級	2 3級	
ナチュラル仕上げ濃色革	2 3級	2級	

*1 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

証明方法

革の染色堅ろう度（証明番号1 15）について、第三者機関による試験結果を提出すること。

革に付属表・日本エコレザー基準に定める発がん性染料を使用していないこと。

証明方法

革に使用する染料については、染料メーカー・販売店から発がん性染料ではないことを確認し、不使用を宣言（証明番号1-16）すること。

（2）ラベル表示など

日本エコレザー基準認定ラベル（以下、JESラベルと略す）は、表側に図案、裏側又は添付ラベルに認定番号、認定年月日、革素材製造国、ラベル主旨、詳細が掲示されているウェブサイト、認定機関が書かれる。

日本エコレザー基準認定ラベルの事例



日本エコレザー基準認定ラベル

認定番号；09#####

認定年月日；2009.10.##

革の製造国；日本

このラベルは、革の化学物質（重金属・PCP・ホルムアルデヒド・禁止アゾ染料など）が基準内であることを認定したものです。

詳細の掲示：

<http://www.jlia.or.jp>

（社）日本皮革産業連合会

ラベル有効期限

日本エコレザーとして認定された革の事業者（以下、認定事業者と略す）は(社)日本皮革産業連合会とJESラベルの使用契約を締結した後に「日本エコレザー基準認定ラベル使用規程」に従って、認定された革および認定された革を使用した革製品にJESラベルを付けることができる。契約期間は使用契約締結日から認定期限までとする。更新を希望するときは認定の更新及び再認定が認められた期間内において使用契約を延長できる。

本認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

以上

5. 日本エコレザー基準認定申請書の策定

日本エコレザー基準認定申請に必要となる認定内容の届出(1号書類)、証明書類および宣言書類(2号書類)を下記にまとめた。

日本エコレザー基準(JES)の認定を受けるには表1の申請書類および見本革片(約21cm×29cm)の提出が必要となり、全ての機密情報は、その機密性が保持されます。本申請書は1号書類および2号書類からなり、提出書類に虚偽が認められれば認定が取り消されます。

表1 日本エコレザー基準認定申請書類

1号書類	2号書類
申請書兼認定内容の届出	証明書類および宣言書類
1) 適用範囲 2) 製造国 3) 革名称 4) 登録製法 5) 商品名	証明書類 1) 革構造証明(必要に応じ、顕微鏡写真の添付) 2) 使用原料証明 3) 化学物質検査証明 宣言書類 1) 発がん性染料不使用、革製造における排水および廃棄物の適正処理、使用薬品の届出および品質管理宣言

. 1号書類

日本エコレザー基準認定申請書

(社)日本皮革産業連合会
会長 殿

____年 ____月 ____日

申請会社名: _____

業種: 革製造業、革販売業、革製品製造業、革製品販売業(該当に濃)

氏 名: _____ 印

会社住所: _____

電 話: _____

革製造会社名: _____

会社住所: _____

電 話: _____

日本エコレザー基準(JES)の認定を受けたいので必要書類を添えて申請します。

下記の1)~5)までの該当項目の に濃または___を記述する。

(1)適用範囲: エキストラ用(36ヶ月未満の乳幼児用)
皮膚接触用成人向け
非皮膚接触用成人向け

(2)製造国: 日本*1、 海外(国名: _____)

*1 日本製とは最終仕上げを日本で行った革のことです。

(3)革名称:

第一類(原料特徴): 例、牛なら成牛、子牛、肉牛、コブ牛など

牛(_____)

馬(_____)

豚(_____)

羊(_____)

山羊(_____)

第二類(床原料特徴): 牛床、豚床など

(_____)

第三類(動物種類): 野生動物または養殖動物の革

(_____)

(4)登録製法：

4-1) 主な鞣し；

クロム（フルクロム）

クロム・植物タンニンおよびまたは合成タンニン

植物タンニンおよびまたは合成タンニン

植物タンニン・クロムおよびまたは合成タンニン

その他(_____)

4-2) 色相および色濃度；

色相： 黒色、 茶色、 黄色、 赤色、 他色(_____)

色濃度*2： 濃色、 淡色

*2 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

4-3) 仕上げ*3； ピグメント仕上げ、 ナチュラル仕上げ

*3 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

(5)商品名*4(_____)

*4 商品名、品番など自社で管理・把握できる名称でよい。

2号書類

2号書類の革構造証明書、原料供給証明書、化学物質検査証明書を添付し、さらに禁止アゾ染料の不使用および革製造における排水、廃棄物の適正処理に関する書類、使用薬品等については製造者の宣言書を提出してください。記述に虚偽が認められれば全て取り消されますのでご注意ください。なお、各証明書は発行日より6ヶ月以内のものを有効とします。

(1)革構造の証明書添付(証明番号1-1)

革および床革の判定は、触感や目視で判定できない場合はISO 17186に準拠して顕微鏡による革断面繊維構造の観察や仕上げ・塗装膜厚の測定によって証明すること。

(2)原料供給証明書、商取引証明書などの添付(証明番号1-2~3)

- a. 第一類の使用原料が、肉(食料)の副産物であることを証明すること。
- b. 第二類の使用原料が製革工程で排出された肉面側の残革であることを証明すること。
- c. 第三類の使用原料が条約、法規等に適合していることが必要な場合はそれらを証明すること。

第一類および第二類では原料供給証明書、第三類では必要に応じ商取引証明書・原産地証明書・輸出許可書等の写しを添付すること。パッカー名、原皮取引業者名、タンナー名など業者名、団体、国、自治体、条約などが発行した証明書および住所が明記されたものを添付してください。

(3)化学物質検査証明書の添付(証明番号1-4~15)

本申込革に対する第三者検査機関による試験結果を添付すること。これをもって化学物質検査証明書とします。試験結果は、1.臭気、2.ホルムアルデヒド、3.鉛、4.カドミウム、5.水銀、6.ニッケル、7.コバルト、8.六価クロム、9.全クロム、10.PCP、11.発がん性芳香族アミン、12.染色摩擦堅ろう度-乾燥試験、13.染色摩擦堅ろう度-湿潤試験の順になるように記載してください。なお、第三者検査機関を複数利用した場合(4機関まで分割可能)は、試験結果を番号順に添付してください。

(4)証明書(1-1~15)の添付

下記のように証明番号を各証明書の右上表紙に記入し、番号順に添付してください。

証明番号 1-1

(1) 革構造の証明書 (顕微鏡写真)

(触感や目視で革および床革の判定ができない場合は ISO 17186 に準拠して革断面繊維構造が判定できる顕微鏡写真を添付し、倍率および仕上げ・塗装膜厚を記載してください。)

証明番号 1-2 ~ 3

(2) 原料供給証明書

(第三類では、必要に応じ、野生動物または養殖動物であることを示す商取引証明書、原産地証明書、輸出許可書等の写しを提出してください。)

証明番号 1-4 ~ 15

(3) 化学物質検査証明書

(-4 臭気、 -5 ホルムアルデヒド、 -6 鉛、 -7 カドミウム、 -8 水銀、 -9 ニッケル、
-10 コバルト、 -11 六価クロム、 -12 総クロム、 -13PCP、 -14 発がん性芳香族アミン、
-15 染色摩擦堅ろう度の乾燥・湿潤試験)

(5) 発がん性染料の不使用宣言（証明番号1-16） 排水および廃棄物処理の宣言と証明書類の提出、革製造における全使用薬品の届出および品質管理宣言

下表に示した発がん性染料を使用していないことを確認し、不使用を宣言すること。不使用の確認ができない場合は、使用した染料のC.I. Numberまたはカラーインデックス名称またはCAS Numberを記載することによって宣言の代わりとすることができます。

発がん性染料(5種)の表

	CAS Number	C.I.Number	カラーインデックス名称	IARC
1	569-61-9	CI 42500	C.I. BASIC RED 9	グループ2B
2	3761-53-3	CI 16150	C.I. ACID RED 26	グループ2B
3	6459-94-5	CI 23635	C.I. ACID RED 114	グループ2B
4	2602-46-2	CI 22610	C.I. DIRECT BLUE 6	グループ2A
5	1937-37-7	CI 30235	C.I. DIRECT BLACK 38	グループ2A

皮革製造に係わる排水処理、廃棄物処理を適切に行っていることを宣言し、それらの証明書類、例えば、排水では管理当局の発行する処理施設又は料金等の書類、廃棄物ではマニフェスト等の写しを提出してください。さらに、革製造における全使用薬品の届出および申請した革の本基準に係わる品質を保証するために表1の2、3、4、5項を宣言してください。使用薬品は表2に記入し、化学物質安全性データシート（MSDS）を添付してください。革製造の原料がウエットブルーあるいはクラスト革等の加工された革の場合でも、それまでに使用した薬品名等を提出してください。

(2号書類、表 1)

日本エコレザー基準認定申請宣言書

(社) 日本皮革産業連合会
会長 殿

1. この革には「日本エコレザー基準書」に定められた発がん性染料 5 種を使用していないことを宣言します。(証明番号 1-16)
発がん性染料の不使用を確認できない場合は、使用した染料の C.I. Number またはカラーインデックス名称または CAS. Number を添付します
2. この革の製造に係わる排水および廃棄物を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します。
3. この革の製造に使用した全薬品名および化学物質安全性データシート (MSDS) を添付します。(2号書類、表 2)
4. 認定の有効期間内において本基準に係わる品質保証を維持するために事前に届け出なく登録製法を変更しないことを誓います。
5. 認定された革の品質保証には責任を持ちます。但し、これ以降の加工などがなされた場合はこの限りではありません。詳しくは、別に定める「日本エコレザー基準認定実施ガイドライン」に従います。

私は、上記の記載に相違ないことを誓います。

平成 年 月 日

革製造会社名 : _____

会社住所 : 〒 _____

代表者名 : _____ 印

電 話 : _____

F A X : _____

E-mail : _____

表 全使用薬品の届出

(2号書類、表2)

使用薬品名	薬品製造会社名	MSDS 添付の有無 ×
準備工程 (水漬け ~ 脱毛石灰漬け ~ 脱灰 ~ 脱脂 ~ 酵解)		
鞣し工程 (ピックル ~ 鞣し)		
中和・再鞣・染色・加脂工程 (脱脂 ~ 中和 ~ 再鞣・染色 ~ 加脂)		
塗装仕上げ工程 (下塗り、中塗り、上塗りなど)		
追加染料・顔料・追加薬品		

記入欄が足りない場合は行を追加して記入して下さい。

MSDS はこの表に続いて添付して下さい。